

平成31年度から始まる侵入警戒調査について（2）

前号に続いて、平成31年度から実施する侵入警戒調査において、本県が調査することとなった病害虫について説明します。前号では「コドリング」と「火傷病」の説明をしましたので、今回は「スイカ果実汚斑細菌病」と「ウメ輪紋ウイルス」について説明します。

1 スイカ果実汚斑細菌病

〔和名〕スイカ果実汚斑細菌病菌 〔学名〕*Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*

〔英名〕Bacterial fruit blotch

〔解説〕細菌によって引き起こされるすいか等の病害で、種子伝染する。感染種子による幼苗の発病、灌水や接ぎ木による育苗期の二次感染、り病苗の定植による栽培ほ場でまん延することが知られています。

(1) 主な宿主植物：スイカ、トウガン及びメロン。なお、病原細菌はウリ科野菜に強い病原性を持つことから他のウリ科野菜にも注意が必要です。

(2) 被害状況：感染すると幼苗から果実まで全ての段階で被害を与えます。特に、果実に感染すると、最後には腐敗果となり、ほ場全体に壊滅的な被害を与えます。



植物防疫所原図



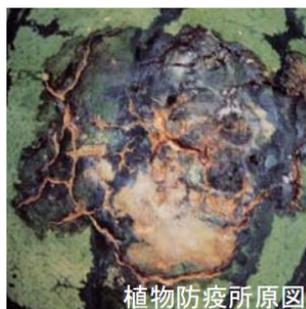
植物防疫所原図



植物防疫所原図



植物防疫所原図



植物防疫所原図



植物防疫所原図

※ 画像の原図は農林水産省植物防疫所所有 無断転載禁止

(3) 世界における主な発生地域：タイ、中国、アメリカ、グアム、オーストラリアなど

(4) 日本の状況

①日本では、平成10年に山形県で初めて発見され、その後、11道県で（本県でも平成23年に発生）スイカやメロンでの発生が確認されていますが、いずれも防除済みで、終息が確認されています。

②日本における発生は全て病原細菌に汚染した種子が原因と考えられており、植物防疫法により、発生地域からの宿主植物の種子であって栽培の用に供するものは、栽培地検査を要求しています。

2 ウメ輪紋ウイルス

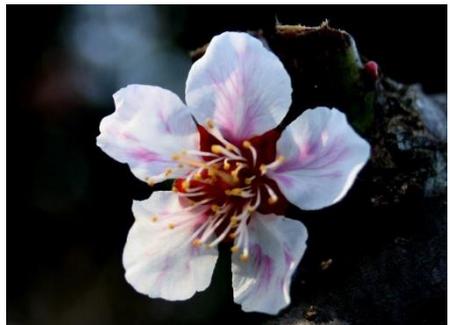
〔和名〕 ウメ輪紋ウイルス 〔学名〕 Plum pox virus

〔解説〕 モモ、スモモなどの Prunus 属の植物に広く感染する重要な植物ウイルスであり、1915 年にブルガリアで発見されて以来、欧州、アジア、北米、南米等でも確認されています。日本での自然感染は、平成 21 年に東京都青梅市のウメで初めて確認されました。

(1) 主な宿主植物：サクラ節を除く Prunus 属の果樹（モモ、スモモ、ネクタリン、アンズ、オウトウなど）、セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタなど

(2) 被害状況：モモやスモモでは、葉に退緑斑点や輪紋が生じるほか、果実の表面に斑紋が現れ、商品価値が失われたり、成熟前の落果により減収するとの報告があります。また、PPV はヒトや動物に感染しないため、罹病果実を食べても健康に影響はありません。

ウメでは、葉に退緑斑点や輪紋が生じるほか、花卉にブレーキング症状(斑入り症状)が現れることもあります。なお、これまでのところ果実への顕著な症状は見られていません。



※ 画像の原図は農林水産省植物防疫所所有 無断転載禁止

(3) 感染経路：アブラムシにより媒介されるほか、穂木や苗を經由して感染する。生果実は感染経路にはならないとされています。感染から発症まで3年間程度の潜伏期間があります。

(4) 世界における主な発生地域：ヨーロッパ、中近東、アメリカ、カナダ、チリ、アルゼンチンなど

(5) 日本の状況：平成 21 年に初めて確認され、平成 22 年 2 月 20 日からプラムポックスウイルス(ウメ輪紋ウイルス)の緊急防除を開始しています。現在、根絶を目指して緊急防除を実施している都府県は、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、大阪府、兵庫県となっています。

(6) 緊急防除の内容

①感染している、又は感染しているおそれがある植物については、抜根し、焼却等の適切な処理が行われます。

②ウメやモモなどの規制対象植物の生植物(花芽が萌芽した状態で出荷される観賞用の切り枝及び切り花(栽培の用に供し得ないもの)並びに種子及び生果実を除く。)は、防除区域からの持ち出しが禁止されます。

3 調査方法

(1) スイカ果実汚斑細菌病：目視調査(本圃：6～7月、育苗：3月)

(2) ウメ輪紋ウイルス：目視調査(6月)